

清水町税条例等一部改正の主な概要

NO.	条例	改正の概要
1	第36条の3の2 【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 全てのひとり親家庭に対して、公平な税制にする見直しで、未婚のひとり親に寡婦控除を適用する ○ 給与所得者が、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする
	第36条の3の3 【個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的年金等受給者が、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする
2	第48条 【法人の町民税の申告納付】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げ、適用期限を5年延長する
3	第54条 【固定資産税の納税義務者等】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 規定の整備 ○ 法規定の新設にあわせて新設 ○ 所有者不明の土地の課税の見直し ○ 調査をしても、所有者が一人も明らかとならない場合、使用者を所有者とみなすことができる
4	第61条 【固定資産税の課税標準】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 土地に係る課税標準の規定条項の項ずれ
5	第61条の2 【法第349条の3第27項等の条例で定める割合】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 償却資産再生可能エネルギー設備等に係る、わがまち特例関係の条項のずれ
6	第74条の3 【現所有者の申告】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法規定の新設にあわせて新設 ○ 土地相続人の申告の制度化 ○ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、相続人に対し、賦課徴収に必要な申告をさせることができる
7	第75条 【固定資産に係る不申告に関する過料】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 現所有者が申告をしなかった場合、過料を科することができる
8	第96条 【たばこ税の課税免除】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせての改正 ○ 課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化
9	第98条 【たばこ税の申告納付の手続】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申告納付手続きの条項ずれによる改正

NO.	条例	改正の概要
10	第131条 【特別土地保有税の納稅義務者】	<input type="radio"/> 法律改正にあわせての規定の条項ずれ
11	附則第6条から附則第7条の3の2	<input type="radio"/> 元号が、平成から令和への改元対応
12	附則第8条 【肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例】	<input type="radio"/> 法律改正にあわせての改正 <input type="radio"/> 肉用牛の売却による事業所得に係る特例の適用期限を、3年延長
13	附則第10条の2から附則第16条	<input type="radio"/> 法律改正にあわせての改正 <input type="radio"/> 元号が、平成から令和への改元対応
14	附則第17条の2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例】	<input type="radio"/> 法律改正にあわせての改正 <input type="radio"/> 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例について、適用期限を3年延長
15	附則第22条から附則第23条	<input type="radio"/> 元号が、平成から令和への改元対応
16	平成31年改正条例第3条のうち第24条の改正規定、附則	<input type="radio"/> 法律改正にあわせての改正 <input type="radio"/> 元号が、平成から令和への改元対応 <input type="radio"/> 単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る措置
17	平成27年改正条例附則から平成30年改正条例附則	<input type="radio"/> 元号が、平成から令和への改元対応

町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
第1条による改正

改正後	改正前
<p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p>	<p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 （略）</p> <p>（固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている</u>者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において、当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 （略）</p> <p>（固定資産税の納税義務者等）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている</u>者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている</u>個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている</u>法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において、当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備</p>

改正後	改正前
<p>の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなす換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置しその他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなす、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用す</p>	<p>の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなす換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置しその他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなす、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地</p>

改正後	改正前
<p>る者で<u>令第49条の3に規定するものを除く。)</u>をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする</p> <p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(現所有者の申告)</p> <p>第74条の3 現所有者 (法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。) は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</p> <p>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</p>	<p>等を使用する者で<u>令第49条の2に規定するものを除く。)</u>をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 住宅用地 (法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地 (法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p> <p>第61条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする</p> <p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条第1項に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならぬ</p>	<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者（法第386条第1項に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について、正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が町長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならぬ</p>

改正後	改正前
<p>い。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第<u>54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは、「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>い。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第<u>54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは、「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から <u>令和6年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。	(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例) 第8条 昭和57年度から <u>平成33年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。
2・3 (略)	2・3 (略)
(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで <u>又は附則第15条</u> から第15条の3の2まで」とする。	(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで <u>又は法附則第15条</u> から第15条の3の2まで」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略)
2 <u>法附則第15条第2項第5号</u> に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	2 <u>法附則第15条第2項第2号</u> に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 3 <u>法附則第15条第2項第6号</u> に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 (略) 10 (略) 11 (略) 12 (略)

改正後	改正前
<u>12</u> (略)	<u>13</u> (略)
<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)
<u>15</u> (略)	<u>16</u> (略)
(土地に対して課する平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 (略)	(土地に対して課する平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 (略)
(<u>令和元年度又は令和2年度</u> における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>令和元年度分又は令和2年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>令和元年度適用土地</u> 又は <u>令和元年度類似適用土地</u> であつて、 <u>令和2年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	(<u>平成31年度又は平成32年度</u> における土地の価格の特例) 第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、 <u>平成31年度分又は平成32年度分</u> の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する <u>平成31年度適用土地</u> 又は <u>平成31年度類似適用土地</u> であつて、 <u>平成32年度分</u> の固定資産税について前項の規定の適用を受けないととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて	(宅地等に対して課する平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて

改正後	改正前
<p>得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわ</p>	<p>得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわ</p>

改正後	改正前
<p>らず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>らず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>（特別土地保有税の課税の特例）</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな</p>

改正後	改正前
<p>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しても、当該三輪以上の軽自動車の取得が<u>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間</u>(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>いものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しても、当該三輪以上の軽自動車の取得が<u>平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間</u>(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が<u>平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中</p>

改正後	改正前
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>令和2年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>令和3年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から <u>平成32年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>平成32年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が <u>平成32年4月1日から平成33年3月31日</u> までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>平成33年度分</u> の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)
第17条の2 昭和63年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略)	第17条の2 昭和63年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略)
2 前項の規定は、昭和63年度から <u>令和5年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用す	2 前項の規定は、昭和63年度から <u>平成32年度</u> までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用す

改正後	改正前
<p>る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（<u>第54条第6項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>る。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（<u>第54条第5項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(個人の町民税の税率の特例等)</p> <p>第23条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

第2条による改正

改正後	改正前
<p>第3条 町税条例等の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第3条 町税条例等の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(後略)</p>

附 則 (平成31年4月1日清水町条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条中町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 削除

(5) 第3条及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(町民税に関する経過措置)

附 則 (平成31年4月1日清水町条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中町税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日

(5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(町民税に関する経過措置)

改正後			改正前		
(町民税に関する経過措置)			(町民税に関する経過措置)		
第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。			第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。		
2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、 <u>令和2年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、 <u>令和元年度</u> 分までの個人の町民税については、なお従前の例による。			2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、 <u>平成32年度</u> 以後の年度分の個人の町民税について適用し、 <u>平成31年度</u> 分までの個人の町民税については、なお従前の例による。		
3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、 <u>令和2年度</u> 分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、 <u>平成32年度</u> 分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は町税条例等の一部を改正する条例（平成31年清水町条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同		送付	送付又は町税条例等の一部を改正する条例（平成31年清水町条例第9号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同

改正後	改正前
	条例第1条の規定による改正前の町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4 (略)	条例第1条の規定による改正前の町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
<p>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例（次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>令和元年度</u>分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「<u>新所得税法</u>」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（<u>新所得税法</u>第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p>	<p>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例（次項及び第3項において「<u>32年新条例</u>」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に<u>平成31年度</u>分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「<u>新所得税法</u>」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（<u>新所得税法</u>第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p>
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u>
(固定資産税に関する経過措置) 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の固定	(固定資産税に関する経過措置) 第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 <u>平成31年度</u> 以後の年度分の固定

改正後	改正前
<p>資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「<u>元年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和2年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例（以下「<u>31年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成32年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>

附則第4条による改正（第1条から3条は町税条例等の一部を改正する条例案の附則のとおり）

改正後	改正前	
(町税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 附 則（平成27年6月24日清水町条例第22号） (町たばこ税に関する経過措置)	(町税条例等の一部を改正する条例の一部改正) 附 則（平成27年6月24日清水町条例第22号） (町たばこ税に関する経過措置)	
第5条 (略) 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)・(2) (略) (3) 平成30年4月1日から <u>令和元年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円 3~12 (略)	第5条 (略) 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、町税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1)・(2) (略) (3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円 3~12 (略)	
13 <u>令和元年10月1日前</u> に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	13 <u>平成31年10月1日前</u> に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項

改正後			改正前		
	平成28年5月2日	令和元年10月31日		平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日	第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)			(略)		

附則第5条による改正

改正後	改正前
<p>附 則（平成28年6月15日清水町条例第15号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 第1条中町税条例第34条の4の改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和元年 10月1日</u></p> <p>（3）（略）</p>	<p>附 則（平成28年6月15日清水町条例第15号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 第1条中町税条例第34条の4の改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成31年 10月1日</u></p> <p>（3）（略）</p>

附則第6条による改正

改正後	改正前
<p>附 則（平成29年3月23日清水町条例第3号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条及び第4条の規定並びに附則第3条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>第3条 第2条の規定による改正後の町税条例（以下「<u>元年新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成29年3月23日清水町条例第3号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2条及び第4条の規定並びに附則第3条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>第3条 第2条の規定による改正後の町税条例（以下「<u>31年新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

附則第7条による改正

改正後	改正前
<p>附 則（平成29年9月28日清水町条例第18号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）附則第4条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p>	<p>附 則（平成29年9月28日清水町条例第18号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）附則第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p>
<p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の町税条例（次条において「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の町税条例（次条において「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p>

附則第8条による改正

改正後	改正前
<p>附 則（平成30年9月11日清水町条例第14号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第2条の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 （略）</p> <p>（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>	<p>附 則（平成30年9月11日清水町条例第14号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第2条の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(4) 第1条中町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>（町民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第6号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 （略）</p> <p>（手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。</p>

改正後	改正前
(手持品課税に係る町たばこ税)	(手持品課税に係る町たばこ税)
<p>第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日までに町長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日までに</u>、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日までに</u>、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第3条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
5 <u>2年新条例</u> 第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となる	5 <u>32年新条例</u> 第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となる

改正後

べき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項

改正前

べき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項

改正後	改正前
<p>の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>